

報 告 事 項

項 目	説 明
1 組合員証等の新規発行終了について	令和 6 年 12 月 2 日（以下「廃止日」という。）を以て、組合員証及び被扶養者証（以下「組合員証等」という。）の新規発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証として利用登録を行ったマイナンバーカード）の利用を基本とする仕組みに移行した。 廃止日以降、新たに加入した組合員又は被扶養者（以下「組合員等」という。）で、マイナ保険証の利用登録を行っていない方には、資格確認書を発行している。 なお、廃止日以前に発行した組合員証等は経過措置により、最長で令和 7 年 12 月 1 日まで使用可能であることから、令和 7 年秋頃に組合員証等をお持ちの組合員等でマイナ保険証の利用登録を行っていない方には、資格確認書を発行・発送する予定である。 また、組合員証等により本人確認等行っていた事業・業務については、廃止日以降、対応を変更している。 （ 給付担当 ）
2 法定給付の新設について	令和 7 年 4 月 1 日から、次のとおり手当金が新設される。 育児休業支援手当金（地方公務員等共済組合法第 70 条の 3 ） 育児休業に係る子の出生後（女性は産後休業後）から 56 日以内に、組合員とその配偶者の両方が 14 日以上の子の育児休業等を取得する場合に、組合員の休業期間について、28 日間を限度に、標準報酬日額の 13%（上限額あり）を支給する。 育児時短勤務手当金（地方公務員等共済組合法第 70 条の 5 ） 組合員が、2 歳未満の子を養育するため育児短時間勤務をしている場合に、月¹を単位として、減収後の報酬の原則 10%²を支給する。 1 その月の初日から末日まで組合員であり、かつ、育児休業手当金等の支給を受けることができる休業をしなかった月に限る。） 2 報酬の額が標準報酬月額 90%相当額以上 100%相当額未満の場合は一定の割合で遡減 上記新設の給付に係る費用として、令和 7 年 4 月 1 日から地方公共団体への負担金の徴収が実施される。（育児休業手当金等に係る負担金に上乗せする形で徴収） （ 管理担当・給付担当 ）

3 育児休業 手当金の延 長要件の厳 格化	地方公務員等共済組合法施行規則が改正され、育児休業等に係る子が1歳に達した後の期間に支給する育児休業手当金の延長給付について、要件を満たしているか否かの確認が厳格化される。 これに伴い、様式及び必要書類の変更を予定している。（詳細な取扱いは今後通知を発出する。） なお、この規定は令和7年4月1日以後に育児休業等に係る子が1歳（又は1歳6か月）に達する組合員に適用される。 （給付担当）
4 静岡銀行 の送金・入金 手数料の有 料化につい て	令和7年4月1日から、公立学校共済組合静岡支部のメインバンクである静岡銀行における送金手数料及び入金手数料が有料化し、一般と同額の手数料を徴収されることとなった。取引金融機関の変更を含めて検討をしてきたが、事務処理の効率性や組合員の利便性等を考慮して、現時点では変更しない方針とした。 手数料負担が増加することで支部の予算を圧迫する可能性があることから、毎月の振込件数が多い保健給付の支給のみ手数料が安価な他の金融機関を利用するなど、引き続き、手数料の軽減に向けた取組みを検討していく。 （管理担当）
5 特別支給 の老齢厚生 年金の新規 決定の終了 について	昭和60年の法改正で、老齢厚生年金の支給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられたが、急激な変化に対応するための経過措置として、昭和36年4月1日以前に生まれた者は、65歳到達前であっても生年月日に応じて老齢厚生年金が決定され、特別に支給されることとなった。この新規決定についての取り扱いは、令和6年度をもって終了となるため、以後新規決定は生じない。 なお、令和7年度以降、昭和36年4月2日以降に生まれた者が順次65歳に到達するが、経過措置の終了に伴い、本来支給の老齢厚生年金のみが支給されることとなる。 （年金担当）

6 在職老齢年金における支給停止調整額の改定について

在職老齢年金は、賃金（給与と賞与）と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合に年金額の全部または一部を支給停止する仕組みとなっている。

支給停止調整額は、厚生年金保険法第 46 条第 3 項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定され、令和 7 年度以降は以下のとおりとなる。

	令和 6 年度	令和 7 年度
支給停止調整額	50 万円	51 万円

例 暫定再任用フルタイムで勤務している組合員 A (64 歳) の場合

- ・年金額 1,524,000 円 → 1 月あたり 127,000 円
- ・標準報酬月額 320,000 円
- ・標準賞与額（6 月 + 12 月） 750,000 円 → 1 月当たり 62,500 円

令和 6 年度の支給停止額（月額）

$$\{ (127,000 + 320,000 + 62,500) - 500,000 \} \times 1 / 2 = 4,750 \text{ 円}$$

令和 7 年度の支給停止額（月額）

$$\{ (127,000 + 320,000 + 62,500) - 510,000 \} \times 1 / 2 = -250 \text{ 円}$$

マイナスのため支給停止額なし

（年金担当）